た

6

こ など た、

0

機 が 納 税 段 住

会

を

是

相

談

ざ

い

ŧ す な な 開 程 ÷ 民 月 東

 \Box

0

3

るいど設

都 ま 役

合で ま

納 普 階

で 仕 課

方 の

税 が

に

関 き 事 で

月

10 26

 \Box

火

18

12 で

で、 納

場

1

し

す。

お 民

後 2

5

時 間

15

分 時

5 納

午 税

後

8

時 ま 夜

臨 間

窓

で

は

夜

間

臨 住 化

12 前

9 休 利

÷

午 時 だ

後 納

5 税

時

で 滞 毎

す。

日れ

伴

い

税

窓

を

下

記

の

 \Box

の

2 月

H 15

 \Box 5

21

納 年

S 12

0 は

P に

強

(1)

臨

窓

まロ

日 用

<

さ

月 Т

才

ル

ഗ

11

夜

崮

滞



東京都と区市町村が連携し、 徴収対策を集中して実施しています!

都と区市町村では、安定した税収確保と納税義務の 公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納ST OP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広 報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、捜索 等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいま







東京都・一致団結・未納(こ)を

土地の現況に変更はありませんか

固定資産(土地)に対する課税は、賦課期日(毎年 1月1日) 現在の現況で課税しています。所有してい る土地の現況に変更がある場合には、住民課までご連 絡をお願いします。

家屋の取り壊しをしたら届出をお願いします

所有する家屋の全部または一部を取り壊した方は、 家屋滅失届を住民課まで提出してください。なお、登 記している家屋については、東京法務局西多摩支局で 滅失の登記が必要となります。

税理士による相続税などの無料相談会

税の専門家である税理士が、相続税などの ご相談に個別に応じます。(秘密厳守)

〔日 時〕12月19日(木)午後1時~4時

〔会 場〕福祉会館会議室(2階)

〔相談時間〕1人30分間

〔定 員〕 6 組

〔申 込〕電話予約が必要

(定員6組になり次第締切り)

奥多摩町にセカンドハウスをお持ちの方へ 「家屋の利用状況に関する申告書」提出のお願い

固定資産税における住宅用地に対する課税標準の特例は、別荘用地が除外されます。

ただし、セカンドハウスについては、おおむね毎月1日以上(年間を通じてこれと同程度)居住し ている家屋である場合は、住宅として認められ、住宅用地の特例が受けられる場合があります。町では、 住宅用地に対する課税の適正化を図るため、「家屋の利用状況に関する申告書」で利用状況を確認し ます。奥多摩町にセカンドハウスをお持ちの方は、「家屋の利用状況に関する申告書」(12月に町か ら申告書用紙を発送します。)に、毎月の利用状況がわかる証明書(光熱水費の領収書など)を添付し、 令和2年1月31日(金)までに住民課へ提出してください。

なお、住宅として使用していた家屋を相続により取得した場合は、当面の間、別荘またはセカンド ハウスとして取り扱いませんので、「家屋の利用状況に関する申告書」の提出の必要はありません。